

ことばに問題のある子への対策とこれからの課題

全国言語障害児をもつ親の会

1991年



言語障害児とは

同じ地域内に住むたくさんの同じ年齢の子どもたちの話しコトバと比べたとき、その子の話しコトバの内容よりも話しコトバそのものを聞き手がへんに感ずるとき、その子の話しコトバは異常だといえます。そのような子を言語障害児と呼びます。

言語障害児の種類

ふつうつぎの種類に分類されます。

- 1、発音の異常な子（サカナをタカナ、センセイをテンテイなどとあやまって発音します）
- 2、声の異常な子（キィキィ声やガーガー声など、声の質や高さなどに異常を感じます）
- 3、どもり（カ、カ、カラス…、カーラス…、…ッカラスなど、音をくり返したり、伸ばしたり、つまって言いだしたりします）
- 4、コトバの発達の遅れた子（年令とくらべて話しコトバの数が極端に少ないことがあります）
- 5、みづくち口蓋裂に伴う言語障害の子（唇や口蓋が裂けているために、発音や声の異常があったり、話すとき咳こむように話します）
- 6、脳性マヒに伴う言語障害の子（発音や声、話すときのリズムなどが乱れています）
- 7、難聴に伴う言語障害の子（話しコトバのききとりが困難で、発声や声、話すときのリズムが乱れています）
- 8、話さない子（緘黙といわれる子や自閉症といわれる子など、場面によって話さない子や人に対して全く話しかけない子などがいます）

ことばに問題のある子の教育の実状と課題



■言語障害児の出現率と推定数

言語障害児の出現率としていろいろな数値が発表されています。一九五一年にアメリカの言語聴覚学会が大統領に報告した資料によると合計で五％（一〇〇人に五人の割合）です。

日本でも昭和四十年以後の専門家や担当の先生方による調査の結果では四％～六％の中で報告されています。

これに対して、昭和四十二年に文部省がおこなった学童の実態調査では、出現率〇・三三％になっています。「〇・三三％」と「五％」では、ひらきがあり過ぎるといふ疑問がおこりますが、これは調査方法によって当然おこる違いです。個別面接法による結果は高く、ペーパー調査による方法では低くなるのが、判っているのです。

文部省の調査はペーパー調査です。

言語障害の種類	静岡県 13 小学校 (1965年)	吉原市 10 小学校 (1966年)	千 葉 県 (1966年)	山 梨 県 10 小学校 (1968年)	甲 府 市 10 小学校 (1968年)	神奈川 10 小学校 (1968年)	平塚市 10 小学校 (1968年)	アメリカ A・S・H・A (1951年)
発音の異常	363人(3.8%)	630人(2.6%)	313人(5.8%)	80人(1.3%)	3.0%			
声の異常		88人(0.4%)	6人(0.1%)	225人(3.7%)	0.2%			
ドモリ	97人(1.0%)	290人(1.4%)	38人(0.7%)	57人(0.9%)	0.7%			
口蓋の破裂	19人(0.2%)	22人(0.1%)	3人(0.06%)		0.1%			
話しコトバのおくれ	37人(0.4%)	90人(0.4%)	39人(0.72%)	131人(2.2%)	0.3%			
聴覚にともなう異常	15人(0.15%)	60人(0.3%)	4人(0.07%)	173人(2.9%)	0.5%			
脳性マヒにともなう異常	7人(0.07%)	14人(0.05%)			0.2%			
精薄にともなう異常								
情緒不安定にともなう異常	11人(0.11%)	28人(0.1%)	10人(0.18%)					
合 計	549人(4.8%)	1,218人(5.1%)	413人(7.7%)	666人(11.0%)	5.0%			
調査対象者総数	9,459人	23,589人	5,389人	6,043人				

(注)

吉原市のばあいは、「脳性マヒにともなう異常」は「マヒによる発音の障害」、「情緒不安定にともなう異常」は「話そうとしない」といつている。甲府市のばあいは、「情緒不安定にともなう異常」は「話そうとしない」、「話しコトバのおくれ」には「精神薄弱・脳性マヒによる障害」を含めている。平塚市のばあいは、「脳性マヒにともなう異常」「精神薄弱にともなう異常」「精神不安定にともなう異常」は声・発音・どもりなどそれぞれの異常の項目に分けられている。アメリカのばあいは、五歳～一八歳の学童・生徒についての調査で、その他、おとなでは脳卒中後の失語症、喉頭摘出後の無声症、その他があることを注記している。

■一七五人のうち一人しか

指導を受けられません

昭和五十九年五月一日に、文部省が調べた全国の言語教室に在籍している子どもの数は、下記の表のとおりです。

年 度	五十九年度
教 室 数	一、四一九学級
在籍している子どもの数	七、九二三人

在籍して指導を受けている子どもの数に、国立言語障害センターなどで指導を受けている子どもの数を加えると、約八、〇〇〇人の子どもが指導を受けていることになりました。

国全体の言語障害児一四〇万人の中の八、〇〇〇人ですから、その割合は言語障害児一七五人につき一人ということになります。

なおこのほか、教育相談という形で指導を受けている子どもも大勢います。

■アメリカでは、二人のうち

一人の割合で教育をうけています

アメリカの実情を調べてみますと、言語障害児は百八十三万人と考えています。現在働いている先生や今後必要な先生の数は、この百八十三万人をもとに考えられています。

言語障害児の数 一、八三三、二三〇人

(五〜一七歳)

現在働いている先生の数 一一、〇六七人

現在必要な先生の数 二二、九一五人

。何らかの指導を受けている子どもの数

(注、約二人に一人の率で指導を受けている

ことになりました) 九八七、〇〇〇人

。何の指導も受けていない子ども数

九四六、二三〇人

(一九六八年調査。難聴児関係はふくまれていません)

雑誌「精薄児研究」一四二号宮本茂雄氏論文より)

日本でも、言語障害児について、文部省の考

え方を変えても、らう必要があります。

■この子らの教育制度は

まだととのっていません

アメリカでは、言語治療の専門教師が、幼稚園、小、中、高校などいくつかの学校を兼務で訪問しながら言語治療をしています。

子どもは自分の毎日かよっている幼稚園や学校で、廊下づたいに言語教室へかよって、週一〜二回ことばの勉強をすすめます。どこの学校にも言語教室があって、週何回か訪問してくれ

る言語治療の専門教師が、そこで仕事をすすめる教育制度ができています。



日本のように両親のつきそいの必要がありません。交通事故や、勉強の遅れの心配もありません。からだの弱い子ども、ことばの教育が受けられません。幼児も、中学生でも、高校生でも、

大学生でも、それぞれの学校の言語教室で安心して立派な資格のある言語治療士に、無料で信頼のおける診断と指導を受けられます。もし、言語障害の程度や症状が複雑な子どもがいますと、その州にある大学附属の言語障害診療所へつれて行って、専門的な診断を受けられるようになっていきます。

日本では、週に二〜三回、一回三〇分〜四〇分、普通学級から通って言語教室で個別または集団で指導を受けることが、この子らの指導のしくみとしては普及されています。このしくみを「通級制」と呼んでいます。他の学校からは、言語教室のある学校まで両親につきそわれて通級し指導を受けます。この通級制の利点をじゅうぶんに生かせるような教育制度が、国の制度としてまだ確立されていないため、関係者は言語教室の設置と運営にたいへん苦労しています。

しかし、「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)」(昭五三、八、二二、特殊教育に関する研究調査会)の中には、言語障害者の「教育措置基準」「指導内容及び指導形態」などが示され、又「特定の時間に当該学校以外の学校における言語障害特殊学級への通級による指導が受けられるようにすることが望ましい」、「地域の実態によって、通級による指導が受けられない場合には、専門の教師が定期的に当該学校を巡回して指導を行ったり、……」などの説明が正式に用いられるようになってきました。また、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(通達)(文初特第三〇



九号、昭五三、一〇、六初中局長）が出され、その中に「その他の言語障害者は、その障害の性質及び程度に応じてその者のための特殊学級において教育するか又は通常の学級において留意して指導すること」と明記され、これまでよりいっそう明確な考え方や法的根拠が示されるようになりました。

このことが、今後の「言語障害児教育」をいっそう振興し、近い将来、全面的な教育制度の確立へと発展することを強く希望するものです。

■ 幼児の言語障害対策が おくれて困っています

言語障害教育は、早期発見早期指導がたいせつで、効果が高いといわれていますが、現実には幼児の言語障害対策はたいへんおくれています。まず、早期発見の対策が不十分です。親の会では、三才児の健診にことばの検査をするように訴えてきましたが、今もって、明確になっていません。ことばの検査を実施するには、専門教育を受けた人（たとえば言語治療士）の配置が必要ですが、その養成をどこでするか、どんな身分にするか、ということもはっきりしていません。アメリカでは独立した専門職として、医師と対等の立場で仕事ができるようになっていました。日本でも早く、専門職として独立した資格の言語治療士を養成し、配置して欲しいのです。地域によっては、学校に配置されている言語教師とチームを組んで、三才児健診の協力や就学前の言語障害のある子どもたちのために教育相談を行なっているところが多くなっています。昭和五十七年十月の「心身障害に係る早期教育及び後期中等教育の在り方」において、言語障害児は幼稚園に可能な限り受け入れるようにする必要があり、ことばや今後ともそれぞれの地域の実情に応じて、教育相談が実施され、充実されることが望ましいとしています。

今後ともこの趣旨に沿って努力されることが望まれます。

■ 医療の制度がととのっていません

「言語障害者の教育措置の決定に当たっては、医学的、心理学的、教育的な観点から総合的に判断して、その適正を期すること」とされています。そのためには、医学の果す役割が大きいのです。又、言語指導の行なわれる前の医療や言語指導と併行して行なわれる医療などの制度を整える必要があります。

私たちは長い間歯科矯正についても健康保険の制度を適用できるようにして少しでも医療費負担の軽減をはかるよう訴え続けてきました。口蓋裂児にとって生後間もなくおこなう口の中やあごの手術に次いで唇や鼻の形成が必要ですが、更に、上あごの発育が歪むため歯並びがわるく、歯科矯正を必要とする場合があります。

親の会の運動により幸い昭和五十七年四月より育成医療の指定を受けた病院等で歯科矯正を受けた場合に限り自己負担三〇％ですむことになりました。

しかし指定医療機関は全国一六七か所しかありません。（60、5 現在） いっでも、どこでも適切なサービスを受けられる体制にはほど遠い現状です。

■ 言語教室の施設・設備の

充実を図ってほしいのです

言語教室の開設に当っては、特殊学級設備充実事業による補助（新設の場合約三四万円）がありますが、この他日常の教育活動を行なうために「教材基準」による補助があります。

特殊学級の場合、小・中学校・養護学校等の教材基準の表から必要な品目を選択して購入することができるようになっていきます。

しかし、現行の言語教育開設の補助金だけでは教室改造さえままなりません。施設そのものをどのように形づくるのがよいか、教室にそなえつける備品・教材・教具や維持費などについても、調査・研究のうえ、子どもたちの指導に有効な予算措置を講じてほしいものです。地域によって教室の設置と維持について補助金の格差があまりにも大きいようです。

言語教室が公教育の中に位置づけられた意味をよく検討してみる必要があります。

■専門教師の養成も遅れています

世界でもっともすすんでいるアメリカと比べてみますと、専門教師の養成は三十年以上も遅れていることが、つぎの表から理解いただけると思います。

言語治療士（教師）養成課程をもつ大学の数	アメリカ	日本
修士課程	二五〇	四〇
修士課程	一三五	〇
博士課程	五〇	〇

言語障害児の数を四万八千人で考えている日本と百八十万人で考えているアメリカとの違いがここにも、はつきりできています。

この子らの教育には、専門的な知識・技術・経験をもった教師が必要だということで、日本では、親の会がなんども陳情した結果やっとできたものです。専門教師の養成も急いでいただかなくてはなりません。

四年制の講座が置かれた大学

東京芸芸大学、金沢大学、宮城教育大学
一年制の臨時養成課程が置かれた大学

北海道教育大学、宮城教育大学

横浜国立大学、福岡教育大学、千葉大学
特殊教育特別専攻科（言語障害）が置かれた大学

大学

大阪教育大学、金沢大学、愛媛大学

■言語教室は、こんな教室です

「ことばの教室」「ことばの治療教室」などと呼ばれている教室です。言語障害児を、専門医・専門家の協力により科学的に診断し、専門のことばの指導教師により指導をすすめる教室のことです。多くの教室が小学校の中に設けられています。多くの教室が小学校の中に設けられています。多くの教室が小学校の中に設けられています。多くの教室が小学校の中に設けられています。多くの教室が小学校の中に設けられています。

言語教室では、子どもが幼稚園や保育園・学校にいつものように通園、通学しながら、週に

1〜2回ほど、子どもの実情に合わせて、言語教室へ「通級」して、指導を受けるようになっていきます。ですから、病院とかピアノ塾へ通うしくみによく似ています。子どもはこれまでどおり、通園、通学をしながら、予約の曜日と時刻に合わせて指導を受けることができます。幼稚園や保育園・学校の学習を週1〜3時間ほど休んで通級しますが、このことで劣等感をもつとか、学業が遅れるとか、からかわれるなどの心配はありません。楽しくことばの学習がすすむように、細かい配慮のある指導計画のもとに、個人指導やグループ指導を行なうようになっていきます。



資料の解説

親の会の全国的な運動

昭和三十九年八月に第一回の全国大会を開催して以来、全国親の会は、全国各都道府県又市町村の親たちと手を取り合って「言語障害児教育

育」の発展のために、様々な運動を展開してきました。このようなふだんは目に見えない運動の成果が、左表のように学級の増加として実っているといえるでしょう。

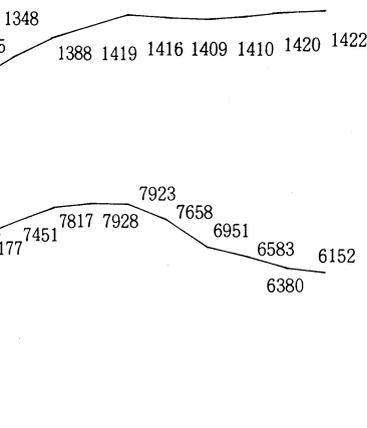
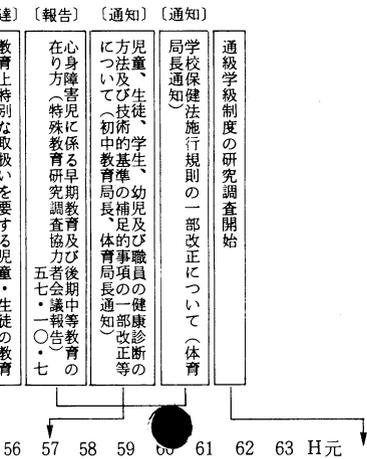
学級を新設する計画（昭和四七―五六）に対して、親の会では不足を強く訴えてきました。そして実際には四十七年から五十六年の十か年で、実に七百九十五学級の増加となり、一年間平均で八十学級以上の増加を示しました。

言語障害児教育を支えるいろいろな施策

言語障害教育を推進していくうえで必要なのは、国の施策はいろいろありますが、右表上段に示すように、昭和三十七年の初中局長通達にはじまって現在まで、様々な角度から検討されてきたことが判ります。これらと相まって学級が増加していることがよく判ります。

言語障害特殊学級及び就学児童・生徒数の推移

昭和三十九年から平成二年までの二六年間に言語障害特殊学級（「ことばの教室」、「言語教室」）数がどのように増加してきたか、又、就学児童・生徒数がどのくらい増加したか、その推移をみると左の図表のとおりです。



言語障害児とその教育措置

言語障害児とその教育措置は下記のように行なわれることになっています。

ア、言語障害者について

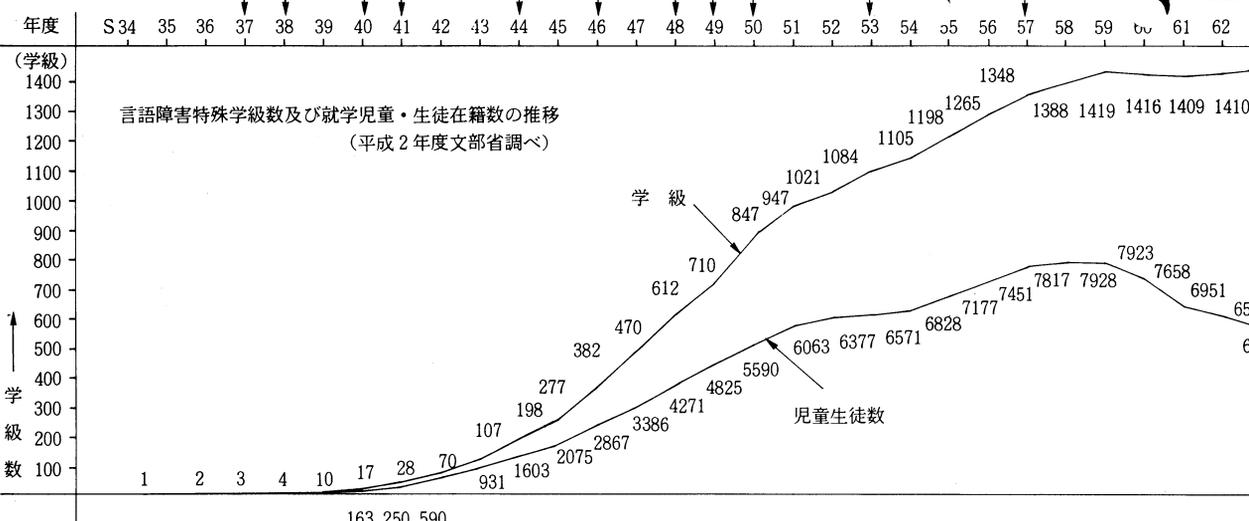
聾、難聴、脳性まひによる肢体不自由、精神薄弱などに伴って生ずる言語障害を有する者は、その障害の性質及び程度に応じて聾学校若しくは養護学校又は難聴者、肢体不自由者若しくは、精神薄弱者のための特殊学級において教育すること。その他の言語障害者は、その障害の性質及び程度に応じてその者のための特殊学級において教育すること。また、言語障害者の教育措置の決定に当たっては、医学的、心理学的、教育的な観点から総合的に判断して、その適正を期すること。

なお、聾、難聴、脳性まひによる肢体不自由、精神薄弱などに伴って生ずる言語障害を有する者は、その障害の性質及び程度に応じて聾学校若しくは養護学校又は難聴者、肢体不自由者若しくは精神薄弱者のための特殊学級において教育すること。

第6 言語障害者

- 1 教育措置基準
言語障害者については、必要に応じて言語障害者のための特殊学級（以下「言語障害特殊学級」という。）を設けて教育するか又は通常の学級において留意して指導すること。
 - 2 指導内容及び指導形態
言語障害特殊学級においては、障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための指導など、言語障害者の実態に即した適切な指導を行うとともに、通常の学級との交流の機会を設けること配慮すること。
- また、通常の学級において言語障害者の指導を行う場合には、対人関係における意志疎通等への配慮のほか、必要に応じて当該学校若しくは当該学校以外の学校における言語障害特殊学級への通級による指導又は専門の教師の巡回による指導などの方法を地域の実態に応じて考慮すること。

法令・規則	〔通達〕	〔通知〕	〔通知〕	〔要項〕	〔報告〕	〔答申〕	〔規程〕	〔通達〕	〔通達〕	〔報告〕	〔通達〕	〔報告〕	〔通達〕	〔報告〕	〔通知〕	〔通知〕		
学保法 施行規則 三三三・四・一〇〇	学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う措置について(初・中局長通達 三七・一〇・一八)	前者・聾者等の就学の適正な措置と指導について(三三・八・一二・二三)	心身障害児就学指導 地方講習会	NHKことばの治療教室番組実施(四・二・一六)	特殊教育の基本的な施策のあり方について(四・四・三・二八)	今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申 四六・六・二)	教員資格認定試験規定四八・八・九	学校教育保健法施行令の一部を改正する政令および施行規則の一部を改正する政令の施行について	学校教育保健法施行令の一部を改正する政令および施行規則の一部を改正する政令の施行について	児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について	児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について	軽度心身障害児に対する学校教育の在り方について(特殊教育に関する調査研究会報告 五三・八・二二)	学校教育法施行令・学校教育保健法施行令の改正(五三・八・一八)	教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育(五三・一〇・六)	心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方(特殊教育研究調査協力者会議報告 五七・一〇・七)	児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項の一部改正等について(初・中教育局長、体育局長通知)	学校保健法施行規則の一部改正について(体育局長通知)	通級学級制度の研究調査開始



昭和五三・八・一二
特殊教育に関する研究調査会の報告
「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」
〔報告〕より抜萃

1 (説明)

1 教育措置基準について
言語障害は、話しことばの障害であり、器質的又は機能的な障害に分けられ、その種類及び程度は多岐にわたる複雑であるため、言語障害者は、通常の学級における学習活動が困難な者から、通常の学級における学習活動にさしたる困難はなく学級担任の教員が留意して指導すれば通常の学級で学習可能な者まで、その実態は様々である。

したがって、言語障害者の教育措置の決定に当たっては、言語の障害の性質及び程度について、医学的、心理学的、教育的な観点から総合的に判断することが大切である。

2 指導内容及び指導形態について

(1) 言語障害特殊学級における指導
話し方の障害の状態によって、特定の教科等の学習が通常の学級では支障があり、かつ、特別の指導を要する程度言語障害者については、言語障害特殊学級で指導することが望ましい。

言語障害特殊学級の対象者は、一般的にみてその構成員が多学年にわたることが多く、教育課程の実施に際しても個別的な取扱いに偏り集団学習の機会が少なくなりがちである。このため、言語障害特殊学級の指導に当たっては、実態に即して通常の学級との交流による学習活動を適切に行うなどして固定的な学級の指導に陥ることのないよう配慮することが大切である。

(2) 通常の学級における指導
通常の学級に在籍する言語障害者の指導に当たっては言語障害者の実態に応じて適切な指導を行うため次のような配慮が必要である。

ア 通級又は巡回による指導
対人関係における意志疎通等の配慮に加えて、発音及び発語指導等の特別の指導が、部分的かつ定期的に必要な程度の言語障害者については、通常の学級で留意して指導するほか、特定の時間に当該学校又は当該学校以外の学校における言語障害特殊学級への通級による指導が受けられるようにすることが望ましい。この場合学級担任の教員と言語障害特殊学級の担当者との連携を図る必要がある。また、地域の実態によって通級による指導が受けられない場合には、専門の教師が定期的に当該学校を巡回して指導を行ったり、学級担任の教員等に対して指導上の留意事項について必要な助言を行うことが望ましい。

イ 対人関係による指導
対人関係における意志疎通及び心理的、社会的適応等への配慮によって通常の学習活動を支障なく行うことのできる程度の言語障害者は通常の学級において留意して指導することが望ましい。

言語障害児をもつ親の会の目的とあゆみ

■あゆみ

昭和三十三年秋に、千葉市にはじめて、言語障害児をもつ親の会が結成され、これが契機となって、全国各地に親の会が生まれ。その純粋な運動によって、全国各地に言語教室が生まれ、ひとりの幸せをみんなの幸せへと合う合いコトバとともに大きく拡がっていきました。

昭和三十九年に全国親の会が組織され第一回の全国大会をひらいて以来、大会を一四回、代表者会議を二六回ひらきました。

親たち願いは、10ページの親の会のスローガンに最もよくあらわれています。

■親の会のめざすもの

親の会の目標は、大きく分けて三つあります。(1)同じ悩みをもつ親たちが、互いに慰め励まし合い、手を結び合ってお互いの成長を図ります。

(2)社会全体の人々に言語障害児の問題について正しく理解していただくために、啓発を中心とした仕事をすすめます。

(3)言語障害児の医療や教育対策の充実を図るために、関係者と運動をします。

以上のような仕事をすすめることで、子どものほんとうの幸福を求め、明るい社会をつくりあげることが基本として考えます。

全国言語障害児をもつ親の会会則

第一条 この会は、全国言語障害児をもつ親の会と呼ぶ。

第二条 この会の事務局を、東京都新宿区西早稲田2-12-18 全国心身障害児福祉財団に置く。

第三条 この会は、言語障害児をもつ全国の親たちが互いに手を結んで、悩みや問題を解決するために、広く社会の人々の正しい理解と協力を得ることを目的とする。

第四条 この会は、前条の目的を達成するために、つぎの仕事を行う。

1 言語教室の開設、増設の促進

2 言語障害児教育の促進

3 言語障害児の予防及び医療の促進

4 その他、会の目的を達成するために必要な諸事業

第五条 この会は、各都道府県の言語障害児をもつ親の会を単位団体とする。

第六条 この会の組織は、次の九ブロックである。



多くのお母さんが親の会に入会して、このねらいにむかって自己の成長と地域の理解を求め、子どもたちの対策の振興のため、がんばっていただきたいと思います。

■親の会の組織

都道府県ごとの親の会と、区、市、町、郡、教室ごとの小さな親の会の組織があります。入会は、教室ごと、区、市、町、郡ごとの親の会に、規定の会費を納めて会員になります。事務局の多くは、ことばの教室内にあります。

親の会の全国組織は、全国言語障害児をもつ親の会です。

- 1 北海道 2 東北 3 関東 4 東海 5 北陸 6 近畿 7 中国
8 四国 9 九州 (含む沖縄)

第七条 この会の会費は、単位団体の分担金および寄付金でまかなう。分担金については、細則による。
第八条 この会を運営するために、次の役員を置く。

- 1 会長・一名 2 副会長・九名(各ブロック長を兼ねる) 3 事務局長・一名
4 会計・二名

第九条 なお、すみやかに会務を遂行するために事務局を構成する。事務局の構成は事務局規定による。
この会に監査三名を置く。

第十条 この会に顧問若干名を置くことができる。
第十一条 役員を次のように選ぶ。

- 1 各ブロックごとにブロック長一名を選び、その互選によって会長を選ぶ。
2 会長を選出したブロックは、ブロック長一名を補選する。
3 事務局長・一名、会計・二名は、会長が委嘱する。
4 監査は、役員会で推薦する。
5 役員に欠員が生じたときには、補選する。

第十二条 役員は、二か年とする。但し、再選を妨げない。補選された役員は、前任者の残りの期間とする。

第十三条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十四条 この会は、随時必要に応じて総会・大会・代表者会議・ブロック会議・ブロック長会議・役員会を会長が招集する。

第十五条 この会則は、総会、またはこれにかわる役員会の決議により改めることができる。

附 則 この会則は、昭和四十三年十一月三日から実施する。

(分担金に関する細則)

- 1 単位団体の分担金は、基本金二〇〇〇〇円と会費五〇〇〇円に会員数を乗じた額とする。
2 分担金の納入は、毎年六月末日までに事務局宛全額納入する。

(事務局の構成に関する規定)

- 1 事務局は、会の目的達成に必要な企画・立案・その他の諸活動を行う。
2 事務局は、事務局長が統轄する。
3 事務局は、会長選出のブロックにおいて、単位団体から事務局長を推選して構成する。

親の会の主な仕事の例

教室ごとに、また区、市、町、郡ごとの親の会では、多少の違いはありますがつぎのような行事を行なうようになっているようです。

(1) 会員の懇親を図るための行事

茶話会、誕生会、ハイキング、いも掘り大会
なし狩り、ミカン狩り、栗ひろい、運動会、
新年会、忘年会、懇談会など。

(2) 会員の研修と啓蒙をかねた行事

座談会、見学会、母親教室、映画と講演会、
勉強会(全体会と障害別分科会)、懇談会、研
修会、キャンプ(母子合宿学習会)チャリティ
ショウ、教育テレビ「ことばの教育相談」番
組利用のすすめ、会報(教室だより、親の会
だよりなど)の発行、パンフレットの発行、
文集(親の手記)の発行など。

(3) 対策の充実を図る行事

関係者との懇談会、総会や役員会、大会、各
種行事への協力、無料相談会、会報やパンフ
レットの配布、関係機関への陳情や請願。
都道府県または全国の親の会は、以上のよう
な仕事を、大きな立場から推進しています。

全国言語障害児をもつ親の会の運動目標

親の会は、次に掲げることが実現するよう運動します。

一、言語障害児教育制度の整備に関すること

(学級の新・増設、学校教育への位置づけ、設置基準、就学指導など)

二、言語障害児教育についての調査や研究に関すること

(出現率、教育方法の開発、教員の定数など)

三、言語障害幼児・成人の相談・治療の体制の整備に関すること

(地方自治体における体制の整備、三歳児健診の充実、言語治療士の配置)

四、言語障害児教育担当教員の養成大学の新・増設及び養成に関すること

(学級の新・増設、学校教育への位置づけ、設置基準、就学指導など)

五、言語障害児教育と提携できる医療制度の整備に関すること

(教育との提携システム(地域センターの設置)、保険の適用範囲の拡大(歯列矯正・形成手術等))

◎ 言語障害児(者)の雇用の促進に関すること

(職場に適応するための対策、職業の訓練)

全国言語障害児をもつ親の会役員

会長	辻 久視	
副会長	土谷さとる	北海道ブロック長
	成田 廣邦	東北ブロック長
	市原 利治	関東ブロック長
	安江 肖五	東海ブロック長
	石崎 孝彦	北陸ブロック長
	西田 幸子	近畿ブロック長
	市河 睦清	中国ブロック長
	三木 章市	四国ブロック長
	佐賀 毅	九州ブロック長
会計	原田 里子	岩本 裕子 (東京都)
会計監査	笹原 栄子	群馬県
	市原 利治	千葉県
事務局長	行木 久男	千葉県
事務局員	茨城・栃木・群馬・千葉・神奈川 東京の代表	1名ずつ

各地事務局

■入会のおすすめ

各都道府県区市町単位の親の会が組織されています。近くの言語教室か教育委員会に問合わせぜひ入会なさることをおすすめします。全国言語障害児をもつ親の会は、各都道府県の親の会によって組織され、会報「ことば」や参考になるパンフレットの発行、他地区における療育キャンプやことばの教育相談会、ボランティアの研修等の援助など多彩な活動をしております。

。入会の申し込み。パンフレット購入申し込み。相談・指導施設の問い合わせ等

。詳細は、各県の「事務局」にお問合せください。

全国言語障害児をもつ親の会事務局

〒 162 東京都新宿区西早稲田二一二一八
 〒 280 千葉県千城台東三一五一八
 電話 〇三二三二〇七七一八二
 電話 〇三七二一三七一〇〇三五
 行木 久男

91H30801-1

都 道 府 県 事 務 局

H 3 年 度

ブロック	都道府県	会 長	事務局長	で ん わ	住 所	
北海道	北 海 道	土谷さとる	高井 祐二	011-863-0863	札幌市白石区本郷通4丁目南3-1 南郷小 ことばの教室	
	東	青 森	岩岡 三夫	下山 甚平	0178-43-6111	八戸市城下4-3-42 城下小 ことばの教室
		秋 田	辻 久視	辻 久視	0188-70-2525	秋田市上新城小又字行人沢2
		岩 手	成田 広邦	津川 哲二	0196-24-0457	盛岡市大通3-8-1 桜城小 ことばの教室
	北	山 形	川瀬 同	広谷 春樹	0236-22-0654	山形市本町1-5-19 第一小 ことばの教室
		宮 城		佐藤 馨	0229-86-2216	玉造郡鳴子町鬼首八幡原 鬼首小 ことばの教室
福 島		新城 健一	山内 宏裕	0242-22-2565	会津若松市城北町2-1 城北小 ことばの教室	
関	栃 木	宇梶 治七	館野 博	0282-27-3004	栃木市大塚町1278 国府北小 ことばの教室	
	群 馬	藤田 洋	原 豊子	0273-25-7218	高崎市高松町5-5 子ども相談指導室	
	茨 城	関口 龍也	加藤 文彦	0292-92-6567	東茨城郡茨城町長岡3715 長岡二小 ことばの教室	
	埼 玉					
東	東 京		出井 啓文	03-3833-4984	台東区東上野2-23-17 西町小 ことばの教室	
	千 葉	市原 利治	高安 和子	0479-22-1763	銚子市田中町2-12	
	神 奈 川	岡島 キヌ	工藤 貴子	045-363-6135	横浜市旭区金が谷801-49	
	東	山 梨	大久保みどり	小林 文江	0552-32-3963	甲府市中央3-3-1 富士川小 ことばの教室
長 野		翁 ふく江	森村 雅弘	0265-72-5205	伊那市伊那3221 伊那小 ことばの教室	
静 岡						
愛 知		篠原美枝子	後藤 郁子	052-916-4363	名古屋北区平手町2-90	
海	岐 阜	安江 肖五	村井 稔	0582-37-5318	岐阜市栗野西2-47-1	
	三 重	杉谷 昇一	杉谷 昇一	0593-78-9541	鈴鹿市住吉5-12-17	
	新 潟					
北	富 山	石井 寿夫	中田千香子	0764-32-4651	富山市八人町5-17 八人町小 ことばの教室	
	石 川	石崎 孝彦	広瀬奈津枝	0762-68-5907	金沢市藤江北1-161	
	福 井	伊東 敏宏	加藤 礼子	0776-36-2277	福井市足羽2-15-25	
近	京 都	西田 幸子	西田 幸子	07716-2-1511	船井郡園部町小桜町68-12	
	大 阪	永田 照子	滝 健三	06-862-4624	豊中市町興寺南3-5-2 教育研究所	
	滋 賀	木村 要	山田 豆子	0775-85-0321	守山市石田町350 守山中 ことばの教室	
	奈 良					
畿	和 歌 山	藤田 早苗	組口 陽子	0734-28-2610	和歌山市鷺森南丁1 城北小 ことばの教室	
	兵 庫	山本まつ子	平石 清	078-351-6560	神戸市中央区楠町4-2-4 湊川多聞小 ことばの教室	
	岡 山	三谷原智子	猶原 真弓	0862-96-7936	岡山市藤田1853-2	
中	広 島	市河 睦清	井上由利枝	082-264-3348	広島市南区西蟹屋3-7-27 荒神町小 ことばの教室	
	島 根	今井 治子	野々村砂織	0852-23-6960	松江市雑賀町586 雑賀小 ことばの教室	
	鳥 取					
	山 口	和泉川親嗣	加藤 碩	0839-24-7433	山口市白石1-10-1 白石小 ことばの教室	
四	愛 媛	三木 章市	一色 啓祺	0897-33-8940	新居浜市宮西5-56 宮西小 ことばの教室	
	香 川	小林 昌彦	十川 芳高	0877-45-6608	坂出市駒止町2-1-39 B-26号	
	徳 島	岡本 勝子	長沢 秀美	0886-22-8197	徳島市福島1-7-28 福島小 ことばの教室	
	高 知	川添 義明	喜多順三郎	0889-42-1741	須崎市東糺町2-9 須崎小 ことばの教室	
九	福 岡	副田 宥子	奈須 孝子	092-571-5036	大野城市東大利3-2-3	
	大 分	松崎 幸子	阿南 一枝	0975-43-1278	大分市上野町4-5 上野ヶ丘中 ことばの教室	
	宮 崎	長谷川辰夫	大野 泰寛	0985-24-8860	宮崎市旭1-4-1 宮崎小 ことばの教室	
	鹿 児 島	赤瀬川真由美	原田 正志	0996-23-7286	川内市宮内町1680 亀山小 ことばの教室	
	熊 本	内田 弘幸	佐賀 勲	096-385-0715	熊本市新南部町225-1	
	佐 賀		宮地洋一郎	0952-23-8325	佐賀市成章町3-16 勸興小 ことばの教室	
州	長 崎	東 美登里	小林ミツ子	0956-48-2370	佐世保市下本山町1172-2	
	沖 縄	比嘉 正昭	上間 久枝	0980-53-3942	名護市港2-1-1 市民会館内 ことばの教室	